

入札公告

次のとおり、一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和3年8月19日

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎

1 一般競争に付する事項

(1) 件名

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約(再度公告)

(2) 仕様

入札説明書（委託要綱及び仕様書を含む。以下同じ。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年1月31日まで。

(4) 入札方法

入札金額は総価を記載すること。

落札者の決定は、最低価格落札方式による一般競争入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。

また、契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額が契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、東海北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間（労働保険については2保険年度）の保険料の滞納がないこと。）。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。
- (8) 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。
- (9) 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。
- (10) 個人情報等の適切な管理が可能な作業場所や設備・機器が用意できること。
- (11) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
 - ア 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
 - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (12) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札説明書の交付期間、場所及び問い合わせ等

(1) 交付期間

令和3年8月19日（木）～令和3年9月2日（木）

(2) 交付場所及び問い合わせ先

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目14番25号 ヤマイチビル13階
愛知労働局職業安定部職業安定課職業紹介係 担当：青木、樋口
電話：052-219-5505

メールアドレス：aoki-dai@mhlw.go.jp
：higuchi-honoka.j32@mhlw.go.jp

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 令和3年8月25日（水）10時00分

場所 名古屋市中区錦二丁目14番25号 ヤマイチビル10階
名古屋中公共職業安定所 10階第3会議室

入札説明会への参加を希望する場合は、令和3年8月24日（火）16時00分までに上記3（2）両名の連絡先へメールにて申し込むこと（期限厳守。また、入札説明会への参加を認めない場合を除いて、入札説明会の申込みに対する回答は行わない。）。

なお、メールの件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、メールの本文に入札説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。

また、入札説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記3（2）の場所又は愛知労働局HP

(https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html) で入札説明書入手（無償で配布。事前連絡は不要）してから参加すること。

4 入札手続等

(1) 参加申請手続き、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒460-8507 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 3階
愛知労働局総務部総務課 会計第一係 担当：白木
電話：052-972-0262

(2) 参加申請受付期限

令和3年9月3日（金）15時00分

(3) 参加申請に係る証明書等の提出場所及び方法

電子調達システムに定める手順に従い手続きを行うこと。紙入札参加方式を希望する者は入札説明書に定める「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を上記4（1）まで原則持参により提出すること。なお、郵送（書留郵便に限る。）による場合は、担当者の職氏名及び連絡先を明記し、期日前日までに到着するように送付すること。また、期限までに未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

(4) 入札書の受領期限

令和3年9月3日（金）17時00分

(5) 入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合には上記4（1）まで持参により、紙入札方式によることができる。

郵送（書留郵便に限る。）による場合は、担当者の職氏名及び連絡先を明記したうえで、期日前日までに到着するように送付することとし、期限までに未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(6) 開札の日時及び場所

令和3年9月6日（月）11時30分

〒460-8507 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 2階
愛知労働局 北大会議室

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開札への立ち会いは無いものとする。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を上記4(2)の期限までに提出しなければならない。また、上記証明書類とあわせて、入札説明書に収録した別紙4の「保険料納付に係る申立書」、別紙5の「競争参加資格に関する誓約書」及び別紙6の暴力団等に該当しない旨の「誓約書」を提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は、当局において審査するものとし、採用しうると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、入札説明書、仕様書等において示した資料・書類が未提出であり、又は提出物の内容に未記入がある等不備があった場合は無効とする。また、入札に参加した者が上記5(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになったときは、当該者の入札を無効とする。

② 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

③ 契約担当官等により競争参加資格を有することを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書による。